

## 6. 議事概要

事務局  
(田中次長)

定刻となりましたので、ただ今から日本海・九州西広域漁業調整委員会第6回九州西部会を開催させていただきます。

本日の部会は石原委員、和田委員、畔田委員、三木委員の4名を除く13名の委員の御出席を賜っておりますので、本部会事務規程第5条第1項により成立していることをここに御報告いたします。

それでは、まず初めに、石川部会長から御挨拶をお願いいたします。

石川部会長

石川でございます。会議に先立ちまして一言御挨拶させていただきます。

本日は年度末の何かとお忙しい中、委員各位におかれましては御出席を賜りましてありがとうございます。それから水産庁及び各協議会の皆様も御臨席を賜りありがとうございました。

この部会は昨年12月2日に第5回の会合を開催いたしまして、資源回復計画の対象魚種の決定について審議を行っていただきました。その会議におきましては、第4回のトラフグに続きまして、マチ類について資源回復計画の対象魚種として今後関係漁業者等と協議を進めるということを了承したところでございます。

今回は前回の部会開催からわずか3か月しか経っておりませんが、本日の部会におきましては平成16年度の資源回復計画関係予算の説明や資源回復計画のこれからの支援などについて水産庁から御説明していただきますとともに、トラフグ、マチ類などの魚種について前回の部会後の漁業者協議会や行政、研究担当者会議における協議の経過等について、事務局から御報告いただきまして、委員の皆様にも御審議いただきたいと思っています。

また本日は水産庁からも佐藤室長を始め、皆さん多数御臨席になっておりますので、この場で大いに情報交換をしていただきまして、実りのある会議になりますよう委員の皆様にも御協力をお願いしまして挨拶とさせていただきます。

田中次長

どうもありがとうございました。

続きまして当部会の事務局であります、九州漁業調整事務所所長の石部が挨拶を申し上げます。

石部所長

九州漁業調整事務所の石部でございます。本日はお忙しい中、部会に出席を頂きましてまことにありがとうございます。また常日頃、漁調事務所の業務につきまして、御理解と御協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本部会が終わりますと、平成16年度になるわけでありました。資源回復計画の作成につきまして、最後の年になると思います。

九州西部会は当事務所が事務局となりまして、九州西部の関係者の方々、漁業者の方々の御尽力によりまして資源回復計画の作成を進めてい

るわけですが、海域の特殊性もございまして、かなり時間を要しているというのが実情でございます。

しかしながら、漁業者の方々の各資源に対する危機感と言いますか、一日も早く資源回復を進めていきたいという漁業者の皆様の願いを感じているわけで、委員の皆様方もご承知のこととっております。

事務局といたしましては、今後とも資源回復計画の作成に向けて、より一層努力していく所存でございます。委員の皆様には本日の会議におきまして、忌憚のない御意見をいただくことをお願いし、資源回復計画が少しでも進展しますことを祈念しまして、挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

田中次長

本日は水産庁資源管理部管理課の佐藤室長に出席いただいておりますので御挨拶をお願いします。

佐藤室長

水産庁資源管理課佐藤でございます、よろしく申し上げます。

本日、第6回の九州西部会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日御出席の委員の皆様方、また関係県の担当の皆様、産業界の皆様方、日頃から資源回復計画への取り組みにつきまして御努力をいただきまして、感謝申し上げます。

資源というものは急激には増えないものなのですが、基本計画作成の第一号ということで、瀬戸内海のサワラ、これは開始から2年間で漁獲量が倍になりました。その他、日本海西のズワイガニや日本海北部のハタハタ等目に見える形で結果が出ており、成果というものが出てきたことについて自負しております。

資源回復計画の作成は平成16年度までとなっております。従来からもお願いしていたところでございますが、委員の皆様から積極的な意見をいただき、トラフグ、マチ類はもとより、それ以外の魚種につきましても資源回復計画の作成に向けて努力していきたいと思っております。

本日は短い時間でございますが、皆様方の御協力を得まして、有意義な会議となりますよう祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。

田中次長

ありがとうございました。

本日は同じく水産庁資源管理部管理課から阿部課長補佐、寺谷係長、漁政部水産経営課から廣山課長補佐、また西海区水産研究所石垣支所から木曾室長が出席しております。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、石川部会長にお願いします。よろしく申し上げます。

石川部会長

それでは恒例によりまして私が議事の進行を行います。

まずは議事録署名人の指名でございます。本部会の事務規程第11条によりますと、部会長から2名以上を指名することになっておりますので、私の方から指名させていただきますが、よろしいでしょうか？

それでは今回の議事録署名人につきましては前回と同様に名簿順とさせていただきますたいと思っております。海区互選委員から上村委員、漁業者代表委員から三門委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

では、これから議事に入りたいと思います。

議題の1でございます。平成16年度資源回復計画予算についてに入りたいと思います。水産庁管理課TAE班の阿部課長補佐に御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

阿部班長

水産庁管理課TAE班で資源回復関係を担当しております阿部と申します。よろしくお願いいたします。

この表の見方ですけれども、まず、左にどういう事業内容か、横に事業名、それで予算があって、H16年度概算決定額というのは、これは財務省から16年度の予算を内示いただいている額でございます、今国会審議中でございます、その審議が終了次第予算が確定します。

H15は年度ですのでそのように前年はあったということです。

最初ですけれども、資源調査ということで、これは1枚目をめくっていただきまして、そこに予算の概要というところがありますけれども、その予算を水産研究所に委託して、我が国周辺の水産資源の資源動向の把握、資源調査ですけれども、そういう予算でございます、前年度が17億9千万だったのが、20億ということで増額になっております。

増額の内容ですけれども、2.事業内容の(1)のTAC魚種あるいは資源回復対象魚種の資源調査を充実させて、適切な資源管理、回復に結びつけるということで、そのための科学情報の提供を行うための調査ということです。

(2)ですが、今資源が悪化しているものが、取り過ぎだけではなくて、海洋環境の変動によって、資源がダイナミックな形で影響があるのではないかとということで、そこら辺を調べて中長期的に資源動向把握していくための調査です。そういうものを追加するというので、20億円ということになっております。

すみませんが元のページに戻りたいのですけれども、次の大きな課題としまして、資源回復計画の普及推進・促進等というところがあります。ここが資源回復計画に係る内容の部分でございます。この中でも特に予算額の所を見ていただき、前年度から増額になっている部分について御説明させていただきますと、まず、資源回復計画に基づく漁獲努力量の削減に対する支援措置ということで、減船・休漁と書いてありますけれども、事業名としては資源回復等推進支援事業ということで、概算決定額としては19億9600万という金額がありますけれども、これにつきましては、資料を3枚めくっていただきまして、資源回復等推進支援事業の事業内容となっておりますが、これは実は1枚目の表では前年度予算額が0で、16年度の予算額が19億9600万ということで、完全に新しい事業が立ったという整理になっておりますけれども、実のところは、当初から資源回復計画は漁獲努力量の削減を限定したものであるということで、それに対する支援として、減船に対する再編整備事業と休漁漁業者に対する支援の推進支援事業と2本立ての事業であったわけですけれども、これをより機動的に運用するという観点から、事業が2本あったものを1本化して新しい資源回復等推進支援事業という新しい事業名で再構築したということでございます。

内容につきましては、2の所の事業内容になりますけれども(1)の

再編整備事業、これは減船を対象とした事業です。

(2) 推進支援事業、こちらの方が休漁であるとか、漁具の改良であるとか、そういうものに対して経費の3分の1を負担する。

この枠組みは2本を一本化しましたが、事業を一本化したという以外は基本的には同じ枠組みでございまして、補助率であるとか、そういうものについては以前との変更はありません。我々といたしましては、やはり2本の事業が別々になっておりますと、今までは休漁でありますと、14年度予算で言いますと6億円という予算額があったのですが、それに縛られて、資源回復計画の推進に6億円以上支援をそんなに出せないというのがありました。16年度からは断続的に休漁と減船のバランスを考えながら支出できるという枠組みになったということでございます。

もう一度最初のページに戻っていただきたいのですが、先ほど説明した、資源回復等推進支援事業の下に休漁漁船を活用した漁場保全等、資源回復支援基盤設置というものがあります。これは一番予算額的に多いもので、94億という事業費になっております。これは昨年のこの委員会でも説明させていただきましたが、公共事業でありまして、漁場の整備であるとか、漁場の海底耕耘、浚渫とかそういうようなものを行える事業でありまして、公共事業という、県とか市町村が行う事業の中で、漁場を耕耘するような事業を休漁漁船を使ってやってもらおうという枠組みを新たに設けますということで、昨年15年度予算の時に説明させてもらった、それがこの内容でありまして、5千万円上積みをしております。事業内容につきましては、先ほどの資源回復計画等推進支援事業の後につけています。それで見たいいただきたいのですが、事業内容としましては引き続きの内容のものなのですが、特に新しい内容としましては、今まで公共事業で中間育成場を整備できることに対処していたのですが、その防雨、防暑、防雪対策のための屋根、壁も対象にしたということで、今後、特に気象条件の厳しい所によって資源回復計画を推進していく上で非常に役立つと思います。

続いて、また最初のページに戻っていただきまして、施設整備、栽培漁業対策における資源回復のための重点化ということで、これも新規扱いとなっておりますけれども、事業としては3本の事業があります。

ひとつは、漁業経営構造改善事業のうち資源回復計画推進支援施設整備事業というものです。もうひとつは水産資源増強施設整備事業のうち資源回復支援施設整備事業で、もうひとつは水産資源増殖ブランド・ニッポ推進対策事業のうち資源回復計画促進型とありますが、これは何かと言いますと、一番上の事業につきましては、我々の方では現行事業と呼んでいるもので、資源回復計画を行う漁協に対して、それを重点化し新しい事業の枠組みを組むということで2億ということになります。

その真ん中の事業につきましては、各県の県営の栽培漁業センターがありますけれども、その施設整備に係る事業です。これも以前から予算はあるわけですが、資源回復計画の対象魚種を生産するための県営センターというものに、特に重点的に補助していこうということで、このように別枠というような要求となっております。

もう一つ下は栽培事業、稚魚の大量生産の放流事業を資源回復計画に

重点化して行おうというものでありまして、全て今までの大きく資源回復計画の実施するところに重点化して配分していくということとなっております。事業内容につきましては、先ほどの資源回復支援基盤設置事業以降、3枚の資料をつけています。それを見ていただければと思います。

続きまして資源回復計画とは関係ありませんけれども、資源管理制度の大きなもう一つの柱、TAC制度に係る報告の集計等ということでございます。また資源管理型漁業ということで、今年度から量、質、コストを一体となり、多元的な資源管理型漁業の推進ということで、新しい事業名目を今年度から答申をしているものなのですけれども、これにつきましてはの事業内容ということです。これを見ていただきますと、やはり水産施策という中で、資源回復というものが目玉となっております、それに対して重点化した予算の配分となっております。特に資源回復計画の普及、促進の方に行きますと、公共事業の後ですが、予算額としては130億近くの前が投入できる体制が整っているということでありまして、この予算面でも資源回復計画ということで盛り上げていく。これを資源回復計画の作成、実施したいと今考えているところであります。

石川部会長

ただ今平成16年度の予算につきまして御説明がございましたが、これにつきまして御質問ございませんでしょうか？

減船のことがあります。この減船の考え方について、例えば、当初はこうした減船をやるときに、仲間が辞めるときに仲間内でその負担金を出す、仲間が辞めたときはその仲間が減った分だけ残った人の取り分が増えるというのが大前提であったわけで、その考え方でよいのかということなのですが、それは仲間内で金が出せるような現状が少ないということで、平成16年度の問題はないのですが、考え方を変える必要があるのではないかと思うのですが、質問の趣旨は仲間内に負担をさせるということについて、現下の漁業の経営状態を見て、出せる業界と申しますか、折角の事業がうまくいかないところがあるのではないかと思うのですけれども。

廣山班長

水産経営課の廣山でございます。まさにこの予算を担当しておりまして、部会長の言われたような問題について、これまでの経緯や研究をしてきています。部会長の趣旨はいわゆる裏負担部分に当たる事業の実施機関になりますので、推進支援事業についても同じなのですが、それ以外の資金をどうやって調達することができるのか。漁業者団体ということで、原則は漁業者から集めるということになるのですが、そこが難しい状況があるのではないかと申しますけれども、まさにそういう問題というのがない訳ではないということは理解しておりますが、一方でこの計画を適切に実行すれば資源は回復する。資源の回復だとか漁場が有効に利用できるようになるといった形で最終的には漁業者の利益になる。ですから漁業者の利益が最終的に発生するのでこの部分が裏負担部分あてられるだろうということです。今言われたように現在の経営環境からすると、今、直ちに用意することは難しい。まさにその

ような状況でありますけれども、一方でこれも裏負担部分に当たるお金ですが、再編整備事業の給付の部分ですとか、推進支援事業などは都道府県の3分の1は期待していますので、漁業者負担というのは原則3分の1程度と理解しているのですが、その部分につきましては、農林漁業金融公庫による長期低利の融資制度というものがあまして、借りたお金ですから、返さないといけないのですが、当分はどうしてもない場合にはそういう形で借りていただいて、何年か後、資源が回復して収益性が、つまりは向上するということが見込まれている訳なので、その時の利益を還元するという形で利用していただいて、返済をしていただくということが、制度を設計した際の我々の考え方です。

ただ、今部会長はそういうことを含めてもまだ難しいことがあると言うことだとは思いますが、一応最初の制度設計はそういうものまで含めて、トータルで一応成り立つだろうということで設計しました。

まだ難しい面はいろいろあると思いますので、まだ部内でも正式に検討しているわけではありませんが、内々我々の中でもそういう問題について、問題意識を持って今後検討していかなくてはならない課題としては理解しておりますが、最初の制度設計での段階の話はそういうことであつたということをお理解いただければと思います。

石川部会長

ありがとうございます。その他ありませんでしょうか？

清水委員

ただ今説明がありましたけれども、この問題はこの資源回復計画を作るといいますか、広域漁業調整委員会ができた当時の基本的な問題であります。今までもしつこく言っておりますけれども、この計画では具体性がまだ見えない、このように思います。この具体性を漁業者にどのように説明するのかということが大きなポイントになると思いますので、その辺はもう少し詰めて、きちんと誰が管理して、誰が捕るのか、そしてその間の補償は誰がもらうのか、その負担をした漁業者は誰なのか、どういう形で徴収するのか、資源回復した後に誰がどうして負担するのか、こういうことが基本的に明示されるべきだと、こういうファジーな書き方は私は理解できませんのでその辺の所をもう少し検討していただきたいとこのように思います。

石川部会長

その他ございませんでしょうか。よろしいですか？

それでは次に入らせていただきます。議題2に進みます。

議題の2は資源回復計画の進捗状況についてでございます。それでは進捗状況等について御報告をお願いします。

吉永計画官

御苦労様です、九州漁業調整事務所の吉永でございます。

私の方から資源回復計画の進捗状況につきまして、前回の部会以後の検討状況につきまして経過を報告させていただきます。

まず、トラフグの資源回復計画の検討状況につきまして報告させていただきます。前回の部会以降今日までトラフグはえ縄漁業につきましては、まさに漁の盛漁期ということもあまして、なかなか漁業者の皆さんが一同に会することが困難であるということもあまして、実質的に

は協議が進展していないのが実情でございます。そういう状況でありますので、各県におかれましては前回の部会から今日まで漁業者協議会等の開催が少ない状況になっております。その漁業者協議会の概要につきましては資料2にまとめさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。

今更言うまでもないことかと思っておりますけれども、資源回復計画の作成につきましては漁業者の皆さんの十分な論議が必要になってきます。年度も明けますと閑漁期ということにもなりますし、漁業者協議会等の開催も可能になるのではないかと考えております。従いまして、このトラフグはえ縄漁業につきましては、課題となっております、定数化の問題につきまして、今後も関係者の皆さんと引き続き協議を継続しながら、併せて資源回復計画の中身、講じる措置等につきましても協議を今後精力的に、かつスピードアップして取り組んでいきたいと考えております。関係漁業者、関係機関の合意形成を得ながら、どうか次の部会には資源回復計画の案を提案できるように努力したいと思っておりますので、どうか関係者の皆様方の御協力をお願いしたいと思っております。

次にマチ類の資源回復計画の検討状況等について御報告をさせていただきます。

御案内通り前回の部会におきまして、マチ類4魚種アオダイ、ハマダイ、ヒメダイ、オオヒメを資源回復計画の対象魚種として今後関係漁業者等と具体的な資源回復の措置を協議していくということが了承をされております。

関係県である鹿児島県、沖縄県におかれましては、前回の部会以降今日まで漁業者の皆さんの理解を得るために精力的に漁業者協議会を開催していただいております。その内容につきましては先ほどの資料2にまとめさせていただいております。鹿児島県、沖縄県の所を見ていただければわかると思います。

また、事務局であります九州漁業調整事務所としましても、関係機関であります鹿児島県、沖縄県あるいは水産総合研究センター、沖縄総合事務局、水産庁の初顔合わせと申しますか、第1回の行政・研究担当者会議を1月26日に沖縄県那覇市において開催をさせていただいたところです。これにつきましては資料3に出させていただきます。第1回のマチ類の資源回復計画の行政・研究担当者会議におきましては、その資料3の内容の裏にございますけれども、ワーキンググループ、研究担当者会議の設置、あるいは今後の資源回復計画の作成スケジュール等について協議を行ってきたところでございます。

その概要につきまして簡単に御説明させていただきます。まずワーキンググループの設置につきまして、鹿児島県、沖縄県、水研センターの3者によるワーキンググループを設置し、マチ類についての知見が豊富な沖縄県にリーダーになっていただくということで御確認をいただいております。また、鹿児島県、沖縄県は隣県ではあるのですが、地理的な条件もありますので、その作業につきましてはメーリングリストで進めていきたいと思いますということで確認をさせていただいております。また、今後の資源評価体制や役割分担につきましては、水研センターの方で指導して、話し合いで決めていただくということになっております。

続きまして今後のスケジュールについてですが、先ほどのワーキンググループにつきましては、夏頃を目処に資源回復等に係るシミュレーションの作業を進めていただくということでございます。また、行政におきましては、それぞれの県で行っております漁業者協議会等を引き続き開催していただき、その中で資源回復措置等について検討を進めていきたいと思いますということになっています。そういうシミュレーションの作業、資源回復措置等について検討を進めながら、状況を見まして研究機関と行政機関が情報交換を行いながら、必要であれば、また、そういった行政・研究担当者会議等を開催して、具体的な資源回復措置等について協議をしていくということを確認しております。

それから鹿児島県、沖縄県からは時間的に厳しいという御意見もございましたけれども、トラフグと同様に努力目標としては次回の部会に資源回復計画の案を提示できればと考えておりまして、各関係機関それに向けて努力していくということを確認させていただいております。

3つ目の資源回復計画の内容についてですが、まず、対象魚種としまして、基本的には底魚一本釣り漁業ということを考えているところです。ただ、鹿児島県からは底魚一本釣りとともに、操業の実態にもよりますが、はえ縄漁業についても漁獲があるということで、そこも検討するべきではないかという意見が出されています。これにつきましては沖縄県の方からは基本的には底魚一本釣り漁業だけで進めていきたいということですが、鹿児島県から出ていますはえ縄漁についても再検討していくということが出されています。

次に資源回復の措置についてですが、鹿児島県につきましては、今、精力的に漁業者協議等を開催しているところであります。その中で漁業者の声を聞きながら回復措置については勉強していきたいということでもあります。また、沖縄県の方からは具体的な措置が提案されています。それは禁漁区の設定ということで、これにつきましては、今行われております漁業者協議会等の場におきましても提案をされているところであります。

そうは言いながらシミュレーション等の検討も踏まえながら、漁業者のやれるところからやっていきたいということで、今漁業者協議会等で勉強をされているということでもあります。

次に4番目の一本釣り漁業の定数化についてでございます。これにつきましては鹿児島県の方からは、今のところは具体的な方向性までは考えていないということでございます。今後自由漁業ということでございますので、実態を調査しながら検討をしていきたいということが出されております。それから定数化につきまして、沖縄県からは、底魚一本釣り漁業、これは5トン以上ということですが、これは知事許可漁業ということになっています。その知事許可漁業につきましては今のところ5トン以上を3トン以上に下げて、許可制度の拡大をしていくということで、改正の検討をされているということが出されています。

協議の概要はそういうものであります。その漁業者協議会の中でひとつ出されていますけれども、大中型まき網漁業にかなりの漁獲圧があるのではないかという、漁業者の懸念が出されておりますが、これにつきましては沖縄県、双方事務局あるいは九州漁業調整事務所の方で過去3

回に亘って、水揚げ港となっております鹿児島県の枕崎漁港に出向きまして水揚げの実態調査を行っておりますが、現段階ではマチ類の漁獲はない、あるいは市場の作業のおばさんや関係漁業者の方に話を聞いてもマチ類については見かけるといことはありませんということで、すぐに出席している漁業者協議会等の中で御報告をさせていただいているところです。

概要は以上でございます。ただマチ類につきましては知見がなかなかないということで、今後解決していかなくてはならない課題が多いわけですが、今後、精力的に検討を進めていながら、先ほど申しましたが、次回の部会には資源回復計画の案を本部会の中で御提案できればと考えていますので、関係者の皆様の御協力をお願いしておきたいと思っております。

続きまして、資料4、5について御説明したいと思います。

資料4、トラフグの資源回復計画作成スケジュール、それとマチ類の資源回復計画作成スケジュールということで、これは先ほどもいいましたように努力目標ということで御確認をいただければいいかと思っております。

そういうことで繰り返しになるわけですが、関係県、関係漁業者等の御協力を得ながら、漁業者の皆さんの合意形成を受けて、これに書いておりますように、10月と書いておりますが、時期についてはずれ込む可能性もありますが、次回の部会までには回復計画の提案をしていきたいと考えております。

また、トラフグとマチ類以外の候補魚種につきましては、従来の様式で資料6、資料7にまとめさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。

その中でアマダイにつきましては、前回の部会で山口の清水委員の方からご発言をいただいていたのですが、今のところ山口県の県単種として取り組むよう先行して、今検討していただいております。ただ、この部会の広域種としても引き続き検討を継続していきたいと考えております。

また、キス以外の魚種につきましては、今のところ実情をお話ししますと、進展がないのが実態でございます。今後キス以外の魚種につきましては、関係県、関係漁業者の御意向を踏まえまして、今後事務局としても対応して参りたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

以上で御報告を終わります。

ありがとうございました。

漁業者協議会の開催、その時の雰囲気、協議の内容等の御説明がありました。それからトラフグ、マチ類につきましては、今後のスケジュール、10月に予定されている部会会合に向けて資源回復計画案を提出できるように持っていきたい。できればということでございました。非常に多くの御説明をしていただきました。これにつきましては何か御質問等ございましたらお願いします。

何れにしましても、来年度中に資源回復計画案というのはまとめなければならない。

16年度中にトラフグ、マチ類については資源計画案を提出というこ

石川部会長

とで、時間が切られていますので、今後もより一層の検討を進めていただき、この計画が作成されますように、水研センター、関係各県及び事務局の皆様方に是非ともお願いしたいと思います。また、それ以外の魚種につきましても、資源回復計画の作成はなかなか難しいという感触であるようなのですが、さらなるご検討をいただきたいと思います。

これで議題2が終わりました。それでは議題3に入る前に休憩を取りたいと思います。

石川部会長

議題の3に入りたいと思います。議題3は資源回復計画に係る支援についてでございます。事務局の方から説明をお願いします。

佐藤室長

管理課の方から資料8に基づいて、現状とこれらを踏まえて今後の課題という形で御説明をさせていただきたいと思います。

そもそも、資料8をこの広域漁業委員会に提出することになった経緯を御説明いたします。

昨年の秋の日本海北部の部会での話しでございますが、ある県の議員さんから、資源回復計画の用務を始めたときに県の方から休漁という議題が出た。それで、それに合わせて休漁した場合、支援の内容について具体的にどういう事業を支援策として受けることができるのか、また、どのくらいのお金になるのか、ということに合わせて提示がありました。そういうものを踏まえて漁業者の方がそれならば休漁をやっていこうというような合意にほぼ達していたのですが、その後、関係県の出す予算の確保がある程度見通しが立つ頃だったのですが、見通しがあるのにそういうようにしたのですが、その後の予算が確保できなくなった。このために結果として休漁するけれどということ、じゃあ何もしないわけにはいかない、禁止区域の線で、これは本当に資源の回復になるのかは別として、漁業者としてはこういう支援措置でなければ、この程度しかできないと、残念がらなりました。

水産庁はこういう場において、こういう予算が確保されましたという説明はしているのですが、それが本当に最後までうまく使われているのかどうか分からない。説明はあるが、実態がないということで、ここにある予算を説明するだけではなくて、使用している内容とそれがうまくいかないならば、どこがうまくいかないのかということと一度、既存の計画について資料を整理して説明をしてくださいということがあったわけです。

これは先ほど山口県の清水委員からもありましたように、広域計画の質問も兼ねて、支援措置はかなり具体的にどのようなものが用意されているのか、その受入れを含めて、実際の計画の中に、つまり、計画の内容を定めるところは、漁業者にとってその影響をどの程度受ける、あるいはどこまで緩和できるかということと、不可能なものである。それがあつてきれいなさっぱりと問題なくという解決になる。そういうことで、本日から、1つの委員会と五つの部会において、この資料を説明し、実態としてどのような問題があるのかということとまず聞きたいと思います。これは担当の阿部班長の方から説明した上で、その後、私の方から再度それを踏まえて、今後16年度までが一応資源回復計画の

作成の期限になっておりますけれども、資源回復計画自体は平成23年度まで、つまり平成24年が水産基本計画の最終年度ですので、それまで削減措置は続いていきます。計画を作って、実行が本来のことでありますので、それを踏まえてどういう課題があるのか。また、どのような形で臨んでいく必要があるのか、水産庁もこういう議論がはじまったばかりで、全く方向がはっきりしていないわけですが、いずれにしてもこのような場でこれも含めて御紹介し、引き続きこれらを踏まえて、これを通じていろいろとこれからのことを御相談したいと思っております。

それでは阿部班長より資料8についていろいろと御説明をいたします。

阿部班長

阿部でございます。それでは資料8について内容説明させていただきます。まず、資料8の1枚目は総括的な表でございます。2枚目以降は個別の資源回復計画ごとに、県名はAとかBという形でしか載っておりませんが、こういうような内容がありますということです。

資料8を御覧ください。資源回復計画推進支援事業、これは休漁とか漁具改良とか、休漁漁船を活用した海底耕耘を行うときに、国が3分の1、県が3分の1、漁業者が3分の1を負担して実施するということです。ここで出ているのは、お金につきましては国費、これに、実際、県の負担と漁業者数が合わさっています。14年度で申し上げますと予算額としては4億円ありますが、使用実績としては3800万強ということで約1割。その内容につきましては、この平成14年度時点で、サワラ瀬戸内海系群、伊勢湾・三河湾小底対象種、日本海西部アカガレイ、太平洋北部沖合性カレイ類、4つの資源回復計画ができています。この中には太平洋北部沖合性カレイもいるのですが、3月に資源回復計画が遅れたので年度の最終月に出されたものもありますが、この中で14年度はサワラだけが支援実施を受けたという状況です。15年度を見ていただきますと、予算は資源回復計画は増えているので、国費として6億円分算定しています。これが実際15年度使用見込みとしては2億6600万ということになります。これの内容につきましても資源回復計画で言いますと、サワラ瀬戸内海系群、日本海西部アカガレイ、太平洋マサバ資源回復計画、これがほとんどを占めていまして、特に太平洋マサバにつきまして2億円以上、ここでは減船・休漁を行うというための水揚げ補填でございますけれども、こちらの方が2億円となっています。

下にいきまして減船事業でございますが、平成14年度資源回復計画に基づく減船というのは発生しませんでした。15年度につきまして、使用見込みとしましては、マガレイ・ハタハタで減船の実績がありまして、太平洋マサバ計画では4220万トン、これはもう確定した金額で、これは運搬船を減船したものと、プラスチックで一稼働分の減船が本年度実施されるかもしれない、あと1か月しかないのですけれども、その調整をしております。

3番目、これは公共事業の枠を使って県とか地方公共団体の事業主体の公共事業で休漁漁船を利用した海底耕耘もできるということになっています。

これを見ていただくと国の予算がある程度必要ではないかということ、14年度では4億円だったのですが、減船でいいますと、30億とか15億とか、そういう準備をしています。公共事業では94億準備をしていたわけなのですが、実際の実行例としては、余り芳しくないということです。それはどうしてかと言いますと、個別の表を見ながら説明したいのですが、計画として非常に順調に今進んでいて、実績にもなっているサワラ資源回復計画で言いますと、サワラ資源回復計画、2枚目の資料の最初に載っているのですが、A県からK県まで対象となります。対象漁業種としては、さわら流し網、ひき縄、はなつぎ網、さわら船びき網、さごし巾着網というような漁業種類がありまして、削減措置の内容としまして、休漁期間を設定や網目の拡大、このようなものがさわら流し網漁業者で実施し、ひき縄漁業者はさわら目的の採捕の禁止、はなつぎ網漁業者で言いますと、漁獲量の制限、船曳網もさごし巾着もそういう漁獲量の制限、このうち支援事業の対象となりますのは、当然、休漁期間の設定と網目の拡大というものが支援事業の対象となるわけですが、これを見ていただきますと、おおむね漁業者から支援事業の枠組みを使ってやりたいと言っている漁業者の要望事項に対して、サワラ資源回復計画によりますと、各県とも予算を準備し、国の方もとしても県と同等に事業を実施してきているという状況であります。その中でひき縄とかはなつぎ網は制度上、支援措置の対象外ということなので、こちらについては漁業者の自己負担で実施されております。これを見ていただきますと、サワラ資源回復計画については平成14年度スタート時点から県が支援事業の枠組みを使った予算を立てて、事業は順調にされています。その結果がサワラについては順調に回復を見せているということです。

伊勢湾・三河湾、資料ではその下のL、M、N県ですが、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種類、これは削減措置の内容としては、小型機の採捕制限、休漁期間の設定、漁具の改良、稚魚の放流などがあるのですが、このうち小型魚の水揚げ整備につきましては、特に支援の対象となったものではありません。漁具の改良、休漁期間の設定については支援の対象となるわけですが、実はスタート当初は県の予算が付かないのです。一部案件では漁業者が自己負担より実施というような、M県ですが、ここでは休漁期間の設定に対して自己負担の実施ということがありましたけれども、今年度についても県の予算があてられずに実施されませんでした。それが16年度においては、県の頑張りもありまして、予算が確保できたということで、これについては16年度から給付実施だということです。

1枚めくっていただきまして、日本海西部アカガレイ（ズワイガニ）資源回復計画についてでございます。この削減措置の内容としましては、保護区・保護礁の設置、改良網これは福井県の漁業者とともに改良したのです。こういうことが削減措置の中であるのですが、このうち改良網の導入を漁業者が要望していたO県、P県、Q県の3つですが、こちらについては15年度から予算、県費が確保できたということもありまして、事業費ベースで3000万以上の事業がO県、P県で、Q県については少し金額が少ないのですが、休漁漁船の活用も含めて実

施となります。

一方、この下を見てもらうと、保護区の設定などを実際にされているR、S、T県などについては公共事業での海底耕耘の実施を要望したことについては事業費がついていますが、他の所については漁業者自身が実施ということになっています。

続きまして太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画、これにつきましては削減措置の内容が保護区の設定ということでございます。この保護区の設定につきましては、制度上支援の対象になりませんので、これについては漁業者の自己負担により実施していただいているということです。

そういう中で、休漁の実施であるとか、改良漁具の導入だとかを要望している漁業者の中にV県の漁業者の一部であるとか、Z県の漁業者というようなことがあるのですが、実は県の予算が全く付かないような状況になって、これは漁業者の自己負担ではできないということになりまして、実行できずに、あとの条件は発生しているということです。

これにつきましては、保護区の設定と漁具の改良がそれぞれの県にございますが、お金のかからない部分が実行されているという状況になっていまして、やはりある程度休漁を実施している他の資源回復計画に比べると高いのです。計画内容としてはまだ不十分な部分あると思うので、あとは我々としてはどうしていくかということです。

次に日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画についてでございます。これにつきましては、先ほど佐藤室長より話がありましたけれども、漁業者の方で休漁を実施することで説明をしていたけれども、その休漁のためのお金が付かなかったという話がありました。この話が上から3番目のc県です。c県についてはH16年度ということで、ある程度の金額の話まで現場では出ていたのですが、それがなくなったということです。

これは公共事業に合った休漁漁船の活用を考えるということですが、そちらの方も厳しくなったということです。この中で言いますと、d県につきましては休漁の実施、網目の拡大ということにつきましては、合計で5000万以上の事業費を実施できるということになってはいますが、他の県につきましてはなかなか厳しい状況にあるということでございます。

続きまして、マサバ資源回復計画でございます。これは大中型まき網漁業に関するもので、これは9県が関係するわけでございますけれども、削減措置としましては、大中型まき網漁船がサバが捕れる期間に係船休漁して操業しないようにしようということでありまして、これはまさに資源回復計画の推進支援事業の休漁というのはメインになりますので、これにつきましては支援事業の実施を予定しております。15年度につきましては、年度の途中でこの回復計画の中身が集まって、特に今年度の資源評価で、平成14年生まれのマサバが思ったよりも資源量があったということで、次の卓越の時にできるだけ親を残した方がいいだろうということで、平成15年度から緊急的に実施することになったので、これについては県の報告が最初から当初予算で対応しなければならぬのは難しいという話がありまして、漁業者の方からは早く枠組みを作

って、実行しておくことが重要だという漁業者の声もあるようですが、県の負担でなく、県の負担分を漁業者にとりという形で平成15年度に実施したものでございます。これにつきましては平成15年度限りということで、我々は財務省にも通知しておりますし、漁業者にも説明しておりますし、県にも説明してきたのですが、平成16年度の事業実施にあたっては、休漁する日数も増え、漁業者の自己負担金さえ増えるのです。これについては県からの3分の1の支援もあるし、きちんと予算要求して、対応してほしいという話を何度もお願いしていたところではありますが、結果といたしましては、現状に置いては県の分が付いているという部分は休漁に関してはありませんで、減船については平成15年度の部分についてi県で負担するという話がありますけれども、この減船休漁支援に対する県の3分の1負担のことはどの県も予算を獲得することができませんでした。詳しく言いますと、獲得できませんでしてというよりも、多くの県は県としてこのマサバ資源回復計画に基づく減船休漁に対する支援は県としてしないという対応を表明する県もありまして、実態としては予算要求もしていないということになります。こういう中で平成16年度、我々の方はマサバ資源回復計画につきましては、卓越年級群が16年度発生するというのを元に、かなりの日数の休漁を考えておりますので、これの実施については漁業者との間で検討を進めようという状況であるということでもあります。以上でございます。

佐藤室長

私の方からまとめですけれども、こういう実態になっております。1ページにありましたように、14年度の使用実績を見て、使っていないのに6億要求するというのは、財務省から言うと何を考えているのだと。つまり、使っていないのになぜ要求するのかということ、いろいろと迷惑をかけていたのですが、一方、この中にもありましたように、支援措置があれば我々はやっていいんだということでもあり、この矛盾はどこからくるのかということなのですが、整理しますと、減船については大臣許可、知事許可というような形で、大臣許可についての県の義務は県の事業として、県がその事業を起こすかどうかは決められない。ただしやるとした場合には県の支出は必要ですよということで、自動的に県に財政をなささいということをして国として県にお願いしたり、そういうことはできないわけですが、ただし、制度で動かす以上は県費を設けていただきますよということになるのですが、減船については、大臣許可においてはそういう条件は付けておりません。ただ、資源回復計画の支援措置で、そもそも県の3分の1もお願いしますと、それが出ないと国の3分の1も出ないということになっていても、義務は資源の利用に着目した場合、幅広く受益者が及ぶ。受益性というのはもちろん地元の自分の所の業者にも及ぶし、水揚げの加工業者にも及ぶ。そういうことで県も3分の1ということをやっていた。ただ、関係県の有益性は異なりますこともあり得ますよということです。例えば、ある県は所属船はあるのですが、自分の港にはほとんど来ていない。お金を出すところに、それなりの見返りに来る部分というのは必ずしも今回謳っていない。それが一番如実に出たのがマサバの資源回復計画です。太平洋北部には日本海からも船が回ってきている。そういうことなものですから、日本列島

の反対側の浜から来て水揚げもなく、誰も潤わない、そういうことで、制度上の問題があったのですが、昔であればそうはいつでも自県の方々がいるわけですから、昔であれば何とかやりやすかった。ところが、今はなかなか公共事業の方を見ても、なかなか簡単に進められないという傾向がある。ところが、それならばマサバとか回復計画に限定した問題であるといいのですが、目の前のいわゆる知事許可でかつ地元船が地元で揚げても実はそれに対して、これはどうにもなりませんという県も増えてきつつあるわけです。

結局、一般的な財源は厳しくなってきたということに加えて、まだ最初にスタートしたサワラとか日本海アカガレイ、伊勢湾・三河湾まだ動いていたのですが、その後どんどん状況が悪化して、結局、三位一体改革で、財政がうまく移行されていないことで、市町村単位で、予算が取れないという現状が発生してきている。ある県にお聞きしましたら、知事に支援措置をすることについての話しをしても、聞く耳を持ってもらえないということでしたら、このようなことでは我々、このような状況の中であるからこそ、資源回復計画という新しい施策を打って、これを変えようとしているのに、1日でそれをはねつけられるということで、これがどこかで将来バランスが取れるのだらうと思うのですが、削減と移譲のバランスが地方にとってマイナスの場合、この間は地方の税制は非常に厳しい状態が続く。そして将来、仮にこのバランスが取れた時は、国と県の資源管理に係る財政負担の責任を抜本的に見直しする必要がでてくる。今は我々国費として出しているこの金を出す財源が地方に移譲されるわけですから、これは今後いろいろなところで三位一体関係の問題がでてきておりますので、これからどうなるのかわかりませんが、いずれにしてもこの問題というのは、現に地域と県と漁種においてはとっていただいた県もいあるので、そういうこともある一方、取りにくくなってしまっている。これは広域種は、1回かけると、じゃあうちだけがそれをして他の県がはねつけたからしなくてもいいというわけにはいかない。そうすると、仮に国費だけでやるとしてもなかなか難しいですから、その辺のいろいろな話が出てきている。

それで、今この問題については、私どもとしては先ほども言いましたように、資源回復計画の一定の協力を得て、成果も出てきているし、水産の今取り組む最大の課題はやはり資源回復計画だということです。ですから厳しい中で頑張っていたきたいということをお願いするしかないのですが、今回、国だけ、また国の補助率を上げてもらえないかという要望が出てきて、前回の代表委員会で関係委員の方は賛成ということだったのですが、なかなか難しいものがある。こういう中でじゃあこれはどうしようかということが問題になってくるのです。また、資源回復計画についての計画は作成します。ただし、あくまで着手の状態で作成案を作るけれども、それを作成状態に持っていくのは、関係県の予算が確実に付くという段階で、そこまでになって初めて行きましようということも考えられる。となれば、いろいろな問題を念頭に置きながら、計画を立てることになる。いずれにしても今日の問題は具体的にいろいろな形で漁業者、団体の方からいろいろな要望があることは分かっているのですが、何とかこの事業を推進していかないといけないと考えています。

その他も14年度以降も採択して16年度までは計画できますが、1つの課題として、定置網などは、全然返ってきていないのです。なぜかという、ある程度確定魚種に基づいて、ある程度のデータが集まっているものについて今資源回復計画を作っているのですけれども、年中いろいろな魚を捕って、特定の資源を引っ張り出して漁をする。しかし全体としての資源の管理において、取り組みが取られていないというような地域と種類が残っている。これについては全部というのは無理なのですけれども、この辺は今後の検討課題であるし、もう1点は、資源管理型漁業のことですが、これは今の三位一体改革で最初に狙われる可能性があるわけです。

先ほども言いましたように、一部回復が効果的に出だしてたところで、かなり今魚価が多い。そういうものをもし資源回復計画の中に取り込んでそろそろやらないと、そういう結果がでてきたものは、ただ単に回復傾向にあるという結果になり、となれば次の平成17年度以降はその結果に対応した事業とすることを目指していく必要があるのではないかと。そんな議論が今後の検討課題ではないかと思っています。

いずれにしてもこういう事態を想定し、現在の段階において問題意識は持っていますが、具体的な解決策というのではないという状態なので、何とか資源回復計画の重要性に配慮していただき、何とか予算をより多くしていただけるように努力していきたいと思います。長くなりましたけれども以上です。

石川部会長

大分深刻な話になったわけですがけれども、これについて何か御質問などありませんでしょうか？

上村委員

先ほど平成16年度の資源回復計画の予算等を見せていただき、十分に理解はしておりますけれども、おかげさまで私どもの平成16年度の資源回復計画等の予算が全ての公共事業につきましては前年対比マイナス3%くらいでございますけれども、資源回復計画をみますと30%前年対比の予算がつかました。さらに今後とも御努力をお願いしたいと思います。

そこで、先ほどから佐藤室長の話の中でも瀬戸内海のサワラは随分資源が回復して、大分水揚げがということで、貴重なお話も拝聴したのですけれども、このサワラ流し網等が11県にまたがっているわけで、やはり網目の拡大ということ、休漁期間の設定と、こうした諸々の制約等がその要因となったのでしょうか、この網目の拡大ということは、11県にまたがる行政から大体既存のあみ目が仮に20節といたしますと、この網目の拡大というのは2段階くらいあみ目の拡大をされたと思います。それと合わせまして、不良漁具はスクラップということでありまして、ですからこれはセットして支援されたいかがでしょうか。

寺谷係長

管理課の寺谷と申します。当初、こちらの事業の窓口をやっていたものですから、御質問についてお話しいたします。

まず、売上げの拡大、こちらについては注意点があるものですから、計画の網目として確か10.6センチ以上という形で14年4月に計画

ができた段階から一斉にやっております。当然、県によっては既に10.6センチ以上の調整規則等に対応したりという県もありますし、別の方法で対処した県もある。また、漁業者によってはひとつの流し網の中で、いろいろな目合いを使って、一部分は大きいけれど、大抵は小さいといういろいろありますけれども、網目についてはスタートから10.6という形にしております。当然、今まで使用していた網については、もう使えなくなったということで、不要漁具の処分という形の事業を実施いたしております。先ほどのサワラの年度別事業ということで見ていただければわかるように、年度を追うごとに減っている部分というのは、スクラップが一気にできなかったものですから、そのスクラップ処分については2から3年かけてやっておりますが、使わない漁具については最初から一斉に処分させていただいております。

石川部会長

その他ありませんでしょうか？

清水委員

この三位一体の改革は漁業にも、かなりの影響を与えていると思います。そしてまた、地方自治体においては特に昔より厳しくなっており、ちなみに、山口県あたりも500億円の削減が必要になってきております。それをどう補填していくか、どうして今まで通りの予算を組むか、ということで知事が非常に苦慮されております。何とか県民が暮らせるように、基金を取り崩して、予算を組もうということは起こっています。先ほどから御説明の中でファジーというような失礼なお話をいたしましたけれども、私はその辺を考えもたもたしていいのかというような気がするのです。16年度と言われていましたけれども、その次はあるのか、ないのかというような危惧をもっていました。財務省の考えも十分わかりました。予算を使わないのに、またもらえるのかという気持ちでこの予算を見ていた訳なのですが、その点を我々は考慮しながらこれから資源回復計画は非常に重要だということを訴えていかないといけない。それから各県でバラバラということではどうにもなりません。大中型まき網の件は、それは例外的なものであらうと私は思っております。広域的に動かれるので、県として対応が変わるのは見解によって仕方ないかと思っておりますが、これらについても大臣許可なので、その辺のところを統一して、各県そんなバラバラになるような対応では資源回復計画も立てられない、一緒にできないという状況が起こってくるわけですから、何とかその辺の所は国と県が十分話されて統一を図っていく必要があるのではないかと、私はこのように感じたところです。

大変厳しい財政状況ですけれども、三位一体の改革の中で、私もその中で大変苦労している一人ですから十分分かっています。したがってこういうことを考えながらこれから広域漁業調整委員会も考えをまとめていかないといけない。それから要望していくところはどこなのか、どこへ要望するのか、どんな要望をするのかということまで検討する必要があるのではないかと思っておりますので、ひとつここにおられる方、協力してこのことをやっていくことが必要であるとを申し上げておきたいと思っております。

石川部会長

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか？

国が負担し、県が負担するというのは水産庁予算の中でもたくさんあると思うのです。例えば漁港事業、沿整。その比率差、資源回復計画の比率差というのは、どういうものか。国段階、県段階です。特に言いたいのは県段階です。県段階で温度差というのはどれくらいあるのか。

佐藤室長

きっとそれに答えるだけの、答えるときにそんなことを知らないといけないというのはなかったのですが、継続予算については恐らく県としても広域的に1割、2割とかカットされるというから、今継続している予算が途中でゼロになるというのは余り聞いたことない。ただ、新規で始める事業については、これがここにありますように、もうどうにもなりませんというゼロ回答なのか、それとも県として新規事業の予算を確保しているのかという点から見たとき、細かくは調べていないのですが、全般的に他の予算も同じだと思います。ただ、これが新規扱いになってくると、何らかの形で事業がずっとつながってくる、それを保っていくということがないから、この場合は難しい話しかもしれない。単純に予算を組み替えていけばそれほどでもないけれども、完全に増えるわけですから。ですから全体のバランスも勘案しないと行けないということもあるかもしれない。

これも一つの話ですが、伊勢湾・三河湾の県は2年間予算が取れなかったのですが、3年目でようやく予算が取れて9000万円程度予算が付いた。恐らく、他の予算が終期を迎えて、その財源に振り替えたのではないか、ですから必要な予算はわかっているけれども、今の予算の流れの中では無理だとか、どこかの予算が切れたときに財源を持ってくるというような内部の調査を行う。つまりどこに聞いてもそうなのですが、新規事業だけの大きなものについては、あなたの課の持っている予算から捻出しなさいと、そういった流れでこの事業によっては億単位の県の負担がというところはとてもじゃないですが、ただ地域によっては、金額によっては本当に資源回復計画が必要なのだということで、関係予算に了解が得られたというのであれば、0になるということはないので、減る中でも数パーセントでも頂く。金はないことはない、それを数パーセントでも予算に回してくれるといいのですが、なかなかそれぞれの担当者が自分の予算を守るのに必死ですから、全体として予算の編成は難しい。

幸い水産庁としては、執行予算は最大限に手厚くやるという方針で、厳しい中でもプラスという、答えになっていないのですが、しないといけないと思っています。

石川部会長

魚は捕れない、値段は安い、こういった状況、沿岸から沖合含めて漁業者が死にそうになっているときに、取る施策の優先順位がつけられるかどうかです。今まさに緊急事態になっているのだらうと思うのです。そういうときに予算優先順位がおのずからその実態を踏まえれば付けられるはずなのに、なかなかそこが思い切ったところまでできないということではないでしょうか。

県の事業の中で、この皆さんにとって非常に大事な予算だということであれば、優先順位を高くして、他に事業を見直すというような大胆な発想をしてもらわないと、なかなか新しい事業というのは日の目を見ない。新しい時代に、新しい予算の方向を決めないで従来型で今後乗り切っていけるのだろうかと危惧しております。

ですから、その辺は是非県の担当の皆様方をお願いしたいのですが、この事業の優先順位を検討して、どれくらいに置くのかということから議論していただいて、既に吟味されていると思うのですが、そのためにはこの事業を生かすためにはいろいろと知恵を絞っていただかないと、漁業者の置かれている現状を見ると、これを急いでやらないと本当に漁業者がいなくなってしまうという事態になるのではないかということ非常に憂慮しております。漁業者がいなくなって、いろいろなハードな施設がたくさんできても何もありませんので、その辺はやはり本格的に見直さなければ、小手先の見直しだけではどうにもならないのではないかと思いましたので、是非この事業を県の中における優先順位を高くしていただいて、対応していただければと思います。

伊野波委員

沖縄県の伊野波でございます。マチ類の今後のやり方について説明がありましたが、実際に取り組める方法として一つは保護区の設定と、二つめとしては現在自由漁業になっている小型漁船による深海底釣り漁業の定数化を目論んでいます。ご説明によりますとこれについて国庫はつけられないとのことのようです。

漁業者は危機感を持っていますが、一部を保護区とするマチ類の漁場は遙か沖合にあるので保護区の実効性に期待しつつも、その監視体制の確立を危惧し疑問視しているのです。保護区を荒らすのも漁業者です。多くの漁業者の意識改革を進めるため指導啓蒙事業が相当必要でしょう。と同時に保護区の監視体制の強化もまた必要不可欠です。漁業者の自主的監視もあれば、また県の取締船による対応もあるでしょう。これは、減船等よりも少ない経費で効果が得られると考えられるのです。ぜひとも補助事業の一つとしてとりあげるよう再考していただきたく要望します。

佐藤室長

今、一般論として御説明しました保護区の設定、これは極めて重要な資源管理措置なのですが、最初に支援状況といったときに保護の設定といっても、全面保護区設定というと、これは休漁と一緒にですからこれは全然問題ないわけで、一部だとすると、それ以外の所でその群れは動いているわけで、そうすると休漁によってその船はどのくらいマイナスになったかというものを客観的に出す手段がない。ですから、それは検索しようがないということでやむなく。ただ、99パーセントの操業区域を保護区にしたら、漁業者はどうでしょうか、これは絶対飲まないえわけです。残り1パーセントに100隻の船が行くとすれば、これは保護区のまま船の動かし方をそのままにしていけますと、保護区の中では資源回復するかもしれませんが、保護区以外では資源乱獲計画になるわけです。なぜかということ、捕れなくなったものを漁業者はどこかで回収しないといけませんから。そういうものは実際には動いていませんが、

保護区を設定したら、その部分にみあう船を民間でもいいのですが、それを休ませる。それで残りの水域に対する漁獲圧を従来程度にして、今、伊野波委員が言われたように、仮に保護区を設定して、そこに誰か入っているか分からないというのであれば、その保護区の礁に及ぶ影響と同じようなものをあちこちから船を選出して、この船については1年置きか1週間置きかわかりませんが、これは休漁に入る。休漁ということにとりあえずしておいて、休漁中、港にじっとしておくのではなく、その船がちゃんと出入りの写真をとったりして、漁場の監視に回るといふことであれば、それは支援の対象になる。ですから単純な保護区の設定だけだとお金の計算のしようがないですが、保護区の設定に応じた一部の船を休ませる。そして残った船が従来程度の操業をしても、残った水域に圧をかけないという組合せであれば、今言われましたが、保護区にはお金は出せませんが、保護区の設定に応じた一定の休漁した船、その船が何らかの監視なりをやるというのは検討できるのではないかという形でできないかと思います。

伊野波委員

啓蒙事業というのは。

阿部班長

制度の啓蒙というのはまず、保護区の啓蒙ですね。

その全体的な資源回復計画の啓蒙というのは、予算の説明をした資料1になりますけれども、横長の表ですが、そちらの資源回復計画の普及・促進というのがありまして、その中の資源回復計画の作成・普及という中に1億7800万円にパンフレット、パンフレットというのはいくつかの青いパンフです。漁業者の方に資源回復計画の制度がわかりやすいように、全漁連さんに作っていただいているのですが、全漁連さんを通じてこういうパンフレットを作ったりですとか、各資源回復計画ごとに漁業者の人、あるいは一般の人に理解してもらうためのポスター、そういうものを作ったり、他にはビデオです。資源回復計画をするとこのくらい資源にいいのですということを知りやすくするためのビデオを作ったり、そういうものをバラバラではできませんので、資源回復計画ごとにこの県漁連さん、この県漁連さんというようには予算的にも金額が合いませんので、県漁連さんに各地でやってもらう体勢になっています。

それでマチ類の資源回復計画が出たあかつきには、素晴らしいパンフレットなどをお願いして作ることは可能です。

それから、どのくらいの効果があるかということにつきましては、資料1の中の資源調査の充実という中で、きちんと保護区域の中では、このくらいの資源管理効果があります。というようなことを示しながら資源評価に取り組んでいくということで、今、水産庁の中で話し合っていますので、毎年、資源回復計画の見直しをしておりますので、その中で資源動向を含めて、また、その中に資源管理の保護区域ではどうかということを確認しながら、漁業者に常に理解してもらいながら直していくというような体勢にしております。

石川部会長

他にございませんでしょうか。

佐藤室長

追加ですけれども、先ほどの漁業監視は瀬戸内海のサワラで、あれは一定期間、ある区域は全部ということにしたのですが、保護区という感じではないのですけれども、その船の何隻かは漁場を毎日見て回って、そういうサワラを捕っていないかどうか、というのを漁業をしている船からチェックしてということにお金を支払っているという実績はあります。

石川部会長

今の説明でありますように、要するに休漁しないで、先ほど言われたように、漁船を自主的な監視船になるということの工夫をしながら対処しているということですね。

他にございませんでしょうか。よろしいですね。

それではこの議題3はこれくらいにいたしまして、次に行かせていただきます。

議題4に入ります。その他ですが、これにつきましては事務局からは何もないようですが、この機会に何か御発言がありましたら、お願いしたいのですが、よろしいですか。

特にないようでございますので、今日の議題は全て終わります。

本日の九州西部会をこれで終わります。各委員の皆様、関係御出席の皆様方におかれましては、お忙しい中、貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございます。

以上をもちまして、日本海・九州西広域漁業調整委員会第6回九州西部会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。